

第69回 市町村セミナー

子ども虐待の点と線
～訪問事業と地域ネットワークの連携～



厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策室

生後4か月までの全戸訪問事業

事業の概要

1 目的

すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業内容

(1)対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭。

(2)訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月までの間に、健康診査や保健指導等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

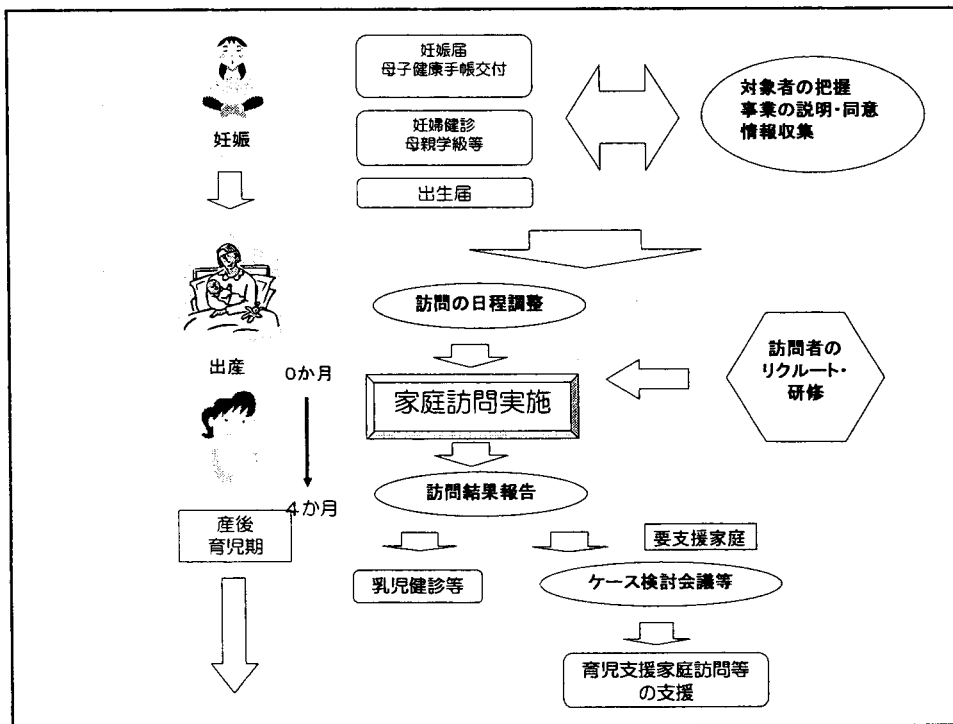
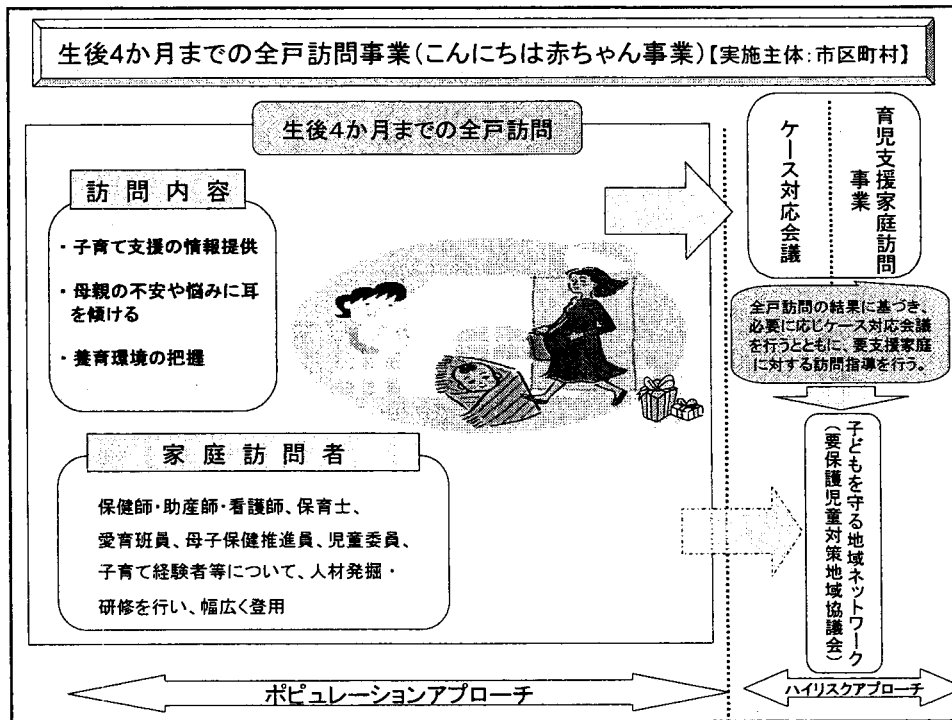
(3)訪問者

訪問者については、特に資格要件は問わない。

保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修(講習)を行うものとする。

(4)実施内容

- ① 育児に関する不安や悩みの聴取、相談
- ② 子育て支援に関する情報提供
- ③ 要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整



**「新生児訪問指導」と
「生後4か月までの全戸訪問事業」について**

| | 新生児訪問指導 | 生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) |
|------|--|--|
| 実施主体 | 市区町村 | 市区町村 |
| 対象者 | 新生児(出生後28日を経過しない乳児)で、育児上必要があると認める場合 なお、新生児でなくなった後も継続可 | 出生後4か月を経過しない乳児のいる全ての家庭 なお、対象家庭の事情によっては4か月を経過した後も可 |
| 訪問者 | 医師、保健師、助産師、その他の職員 | 保健師、助産師、看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者 |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・母乳栄養の勧奨 ・授乳技術、栄養と食生活の指導 ・清潔、保温、感染防止等の生活指導 ・先天異常早期発見の指導 ・養育医療、育成医療、施設入所等の社会資源の活用指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・育児に関する不安や悩みの聴取、相談 ・子育て支援に関する情報提供 ・親子の心身の状況や養育環境の把握 ・要支援家庭に対する提供サービスの連絡調整 |
| 財政支援 | 地方交付税措置 (平成10年度に一般財源化) | 次世代育成支援対策交付金 |

【参考】

妊産婦・新生児訪問指導の重点対象
(平成8年5月1日通知「母子保健計画の策定について」)

新生児訪問指導

- ・ 第一子
- ・ 妊娠中母体に異常のあった新生児
- ・ 異常分娩で出生した新生児
- ・ 出生時に仮死等の異常があった新生児
- ・ 強い黄疸その他の異常のある新生児

妊産婦訪問指導

- ・ 初回妊娠の者
- ・ 妊娠中毒症等妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれのある疾病に既往をもつ者
- ・ 未熟児又はその他の異常児を出産した経験のある者
- ・ 生活上特に指導が必要な者
- ・ 妊娠、出産、育児に不安を持つ者等

対象者とその把握

- 対象家庭は、生後4か月までの乳児のいる家庭全てとする。
- 対象家庭は、妊娠届(母子健康手帳交付時)や出生届の際に把握する。
- 母子健康手帳交付時や出生届の際等を活用して周知を図るとともに、訪問に当たっては、事前に訪問日時同意を得る。
- 妊婦健診を実施している医療機関と市町村保健センターが連携し、望まない妊娠等妊娠中に問題を抱えるケースを把握した場合、互いに情報交換・共有するシステム(地域保健医療連携システム)を構築し、妊娠期から早期に要支援家庭を把握する。(北海道・兵庫県等で既に実施)

千葉県習志野市(母子保健推進員が訪問)の場合

- 母子健康手帳交付時に常勤保健師等が妊婦と面談し、出産後本人に母子保健推進員による家庭訪問を実施していることを説明し、承諾を得ている。
- 出生届の際、再度事業の実施を説明した上で、「母子保健推進員訪問カード」の表面に父母本人が氏名、住所、電話番号、対象児の生年月日、名前、出生体重、性別、出生順、里帰り出産をした場合の母子の帰宅予定日、自宅までの地図を記入している。

埼玉県蓮田市(愛育班員が訪問)の場合

- 愛育会の連絡員以上の役員すべてを市の母子保健推進員として市長が委嘱し、守秘義務を課している
- 妊娠届出の際、母子保健推進員の訪問同意書を手渡し、同意した場合に訪問を実施

訪問者

- 訪問者については、特に資格要件は問わない。
- 保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を登用する。
- 地域の実情や対象者の状況に応じて訪問者を決定する。
- 訪問者の守秘義務について市町村の事業実施要綱で規定を定めたり、採用に当たっては市長の委嘱を行うなどして個人情報保護に努める。
- 訪問の際訪問者は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にする。

神戸市の場合 (保健師・助産師が実施)

- 保健師・助産師を非常勤で約70名採用
- 広報等で採用募集
- 職歴、訪問の経験、地域の実情の理解等について面接実施
- 医療機関の助産師等が地域家庭を知るために応募してくることも多い

千葉県習志野市の場合 (母子保健推進員が実施)

- 市長が委嘱
- 公募はしておらず、地域からの推薦及び任期を終える者が後任を推薦する等により決定
- 30～70歳の育児経験のある女性30名で構成
- 3年任期、任期満了、上限70歳まで続ける場合が多い

埼玉県蓮田市 (愛育班員が実施)の場合

- 愛育会の役員すべてを市の母子保健推進員として市長が委嘱
- 平成18年度に母子保健推進員として委嘱されている愛育班員は150名 ○任期は1年
- 20～30歳台の子育て中の母親を中心に、地区ごとに愛育班員を選出
- 親子で代々愛育班員として活動しているケース・訪問が助けになった体験から今度は自分が訪問したいとの希望で愛育班員となるケースが複数

研修(講習)について

- 訪問の目的や内容、留意事項等についての共通認識を持つことを目的とする。
- 受講者の背景を踏まえた内容とする。
- 研修用テキストや視聴覚教材を用いるなどして、受講者が共通認識を持てるよう工夫する。
- 各地域の実情に応じて実施する。
- 訪問場面を想定した実技指導(ロールプレイング等)などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める。
- 可能な場合は、実際の訪問に同行するなどを取り入れる。
- 訪問の主な目的は、母親の訴えにじっくり耳を傾け話を聞くこと、情報提供することであることを明確に伝える。特に訪問に当たっては、個人の価値観、子育て観を押しつけないという内容を含む。
- 個人情報保護に関する内容を含む。
- 初任者研修のみならず、訪問者同士が互いの体験を共有し、自己研鑽のための場を作る。

訪問時に提供する資料等

○各市町村で実施している子育て支援事業の案内
(内容・場所・日時)等



○乳幼児健診・予防接種の受診票

○育児相談窓口の案内等

地域子育て支援拠点事業

児童館 保育所

育児支援家庭訪問事業

ファミリー・サポート・センター事業

母乳相談を行っている機関の案内

その他

訪問の内容

健康管理や育児に関する「指導」ではなく、母親を支え、応援するという姿勢をもつ。

- 事業の概要の実施内容を基本とした上で、訪問者の職種・背景に応じた訪問内容とする。
- 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮する。
- 様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況、家族からの支援状況、養育環境等を把握し助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつける。
- 情報を提供する際は、母子健康手帳任意記載部分や、各地域において作成している子育て支援に関するハンドブック、パンフレット等を活用する。

訪問結果のとりまとめ

- 訪問者は、あらかじめ作成された訪問記録票等に訪問結果を記載し、市町村保健師等に報告する。その際、対象者や家庭の状況について気づいたことや気がかりなこと等積極的に伝える。
- 市町村担当保健師等は、訪問結果を受け継続して支援が必要な家庭か否かを判断する。
- 必要な場合は関係者によるケース検討会議等を開催し、育児支援家庭訪問事業等提供する具体的なサービスの種類や内容について決定する。
- 訪問記録等の取扱及び管理方法について取り決める。

リスクアセスメント

- 訪問の際、リスクアセスメントとして実施する子どもの様子や母親の言動、家庭の様子等についての観察は、研修時に周知徹底する。
- リスクアセスメントの内容・方法は、訪問者の職種、背景に合わせたものとする。
- 市町村担当保健師は、訪問結果を受けて総合的にリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえてケース検討会議の開催等必要な措置を講じる。

千葉県習志野市 (母子保健推進員が訪問)の場合

「母子保健推進員訪問カード」に以下の項目を含め、母親に直接聞くとともに、訪問終了後カードに全て記録し、地区担当保健師に報告している。

- ・医療機関の産後(生後)1か月健診の受診状況とそれでおかあさんが気になったこと
- ・訪問時の赤ちゃんの様子(例:母乳をよく飲む元気な赤ちゃんだった)
- ・栄養(母乳・混合・ミルク)
- ・家族で喫煙する人、分煙の状況
- ・おかあさんの身体と心の具合(妊娠中、出産後)
- ・産後の支援(例:実家に2か月帰っていた、1か月義母が手伝いに来てくれた等)
- ・訪問時のお母さんの様子(例:楽しそうに育児をしていた、ぐずることが多く疲れている様子等)
- ・おかあさんの起床時間、就寝時間、朝食の摂取状況
- ・産後、健診以外での医療機関の受診状況
- ・その他心配事、おかあさんから相談を受けたこと

継続支援としての

育児支援家庭訪問事業の概要

事業の概要

市町村の中核機関において、関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援の必要性があると判断したものに対し、子育て経験者等による育児・家庭の援助又は保健師等による具体的な育児支援に関する技術的援助を訪問により実施する事業

平成16年度創設
平成19年度784市町村(42.9%)で実施予定

実施主体

市町村(特別区を含む)

※事業の全部または一部を社会福祉法人等に委託可

訪問対象家庭

市町村長が養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする

- (ア) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭
(妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする)
- (イ) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭
- (ウ) 児童の心身の発達が正常範囲にはなく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭

*** 今後、(ア)について、全戸訪問の結果から把握する流れを作ることが重要**

支援内容

(1) 家庭内での育児に関する具体的な援助

- a 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助
- b 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- c 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- d 若年の養育者に対する育児相談・指導
- e 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

(2) 発達相談・訓練指導

家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達指導を行う。

訪問支援の実施者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施

(ア) 養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に対する
育児、家事の援助

→子育てOB(経験者)、ヘルパー等

(イ) 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導

→保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等

中核機関

○中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

○中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

今後、中核機関を子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に置き、生後4か月までの全戸訪問事業又は母子保健法に基づく訪問事業により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによる対応が必要な家庭に対しては、地域ネットワークにケースをつなぎ、育児支援家庭訪問事業、その他の事業により支援を行っていくことが必要

地域ネットワークと訪問事業との連携強化(イメージ)

